県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営入江善積地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 変更後の県営入江善積地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)の計画の概要
- 2 縦覧期間 令和7年11月25日から 令和7年12月23日まで
- 3 縦覧場所 米原市まち整備部 農政課

なお、滋賀県のウェブサイト (https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/347106.html) でも閲覧することができる。

4 意見書の提出の方法等

- (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
- (2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
- ③ 意見書の提出期限および提出先
 - ア 提出期限 縦覧期間満了の日

イ 提出先 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課 〒526-0033 長浜市平方町 1152-2